

令和6年2月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

住田町長 神田 謙一

市町村名 (市町村コード)	住田町 (411)
地域名 (地域内農業集落名)	火の土・月山 (火の土、上火の土、愛宕、高瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【火の土】地理的に集積が困難であり、担い手の減少に伴い荒廃農地化が進んでいることから、担い手の確保が課題となっている。
【月山】基盤整備済みの農地が大半を占め、農事組合法人が核となって主に水稻栽培を行っているが、担い手の高齢化に伴いオペレーターの確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【火の土】集積が困難な農地においてはこれまでの家族経営による水稻や野菜の栽培を可能な限り継続し、条件の良い農地はピーマン等の高収益作物を作付ける他、小規模区画整備による水稻栽培の可能性を模索する。
【月山】農事組合法人のオペレーターの確保・事業承継や一部作業委託を検討し、水稻栽培を継続する。

地域計画については定期的に見直しを行い、変更が生じた場合は各農林業振興会単位で協議を行い、決定することとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

	40.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【火の土】地理的に集積が困難であるため、条件の良い農地のみ担い手に集約を図る。 【月山】引き続き、農事組合法人や新規就農者を中心とした担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
【火の土】現時点で活用の意向はない。 【月山】地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
【火の土】地理的に集積が困難であるため活用の意向はない。 【月山】基盤整備済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
【火の土】認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。 【月山】新規就農者の確保・育成・事業承継や外部組織への作業委託等、持続可能な法人経営の在り方を模索する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				